

# 寿都町住宅リフォーム助成事業

## 【補助対象者】

- 本町に住所を有している方
- 現に居住している、当該住宅の所有者
- リフォーム後3年以上当該住宅を所有し、住み続ける方
- 町税等に滞納がない方
- 他の制度により、住宅建設の補助を受けていない方

## 【補助対象住宅】

- 町内に存する住宅、借家、集合住宅
- 建築後1年以上経過した住宅
- 法令等に違反のない住宅
- 補助を受けようとするリフォームについて、国、北海道による補助を受けていないこと
- **以前にこの制度の補助を受けたリフォーム工事後、3年以上経過した住宅**

## 【補助対象工事】

- 町内に本社を持つ法人及び個人事業者であること
- 補助金の交付対象となる工事内容に適合する許可又は資格を有する施工業者であること
- 補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）が50万円以上であること
- 年度内に完成する工事であること

※一度補助を受けた住宅でもリフォーム工事後3年を経過した住宅は再び補助の対象となります。

## 【補助対象経費】

増築	住宅の床面を増加させる工事
改築	住宅本体の一部を取り壊し、建築する工事
修繕	住宅の居住性の向上や衛生上必要な工事 住宅の耐久性を高める工事 住宅の安全上、又は防災上必要な工事
建築設備	住宅に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは煙室

## 【補助率】

- ①補助率 10分の1
- ②補助上限額 20万円

※補助金の交付を受ける際は、リフォーム工事着手前に申請が必要となります。

(お問い合わせ・相談窓口)  
寿都町役場 施設課 技術係  
寿都郡寿都町字渡島町140番地1  
TEL0136-62-2601